

# 鳥取縣令

## 本例

### 鳥取縣令第二十四號

因伯牛復生産検査手数料條例改正について

昭和十三年十二月鳥取縣條例第九號因伯牛復生産検査手数料條例中次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年七月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條中「金貳圓」を「金拾圓」に改める。

## 訓令

### 鳥取縣訓令第十七號

市町村長

臨時國勢調査事務取扱手續を次のように定

める。

昭和二十二年七月十一日  
鳥取縣知事 西尾愛治  
昭和三十二年七月十五日  
第千八百二十五號

昭和二十二年七月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十二年臨時國勢調査事務取扱手續

第一條 昭和二十二年臨時國勢調査の事務は、昭和二十二年臨時國勢調査規則（以下規則と稱す）昭和二十二年臨時國勢調査施行心得（以下心得と稱す）に定めるもの、外本手續に改らなければならぬ。

第二條 市町村長は市役所、町村役場内に臨時國勢調査係を置いて、管内に於ける國勢調査の事務を處理しなければならぬ。

臨時國勢調査係に係長一人、係員若干人を置き所屬吏員中から市町村長之を命じなければならぬ。

市町村長前項の係長及び係員を任命したときは、直に其の職氏名を知事に報告しなければならぬ。

其の異動があつたとき亦同じである。

昭和二十二年七月十五日

昭和二十二年七月十五日

昭和二十二年七月十五日

昭和二十二年七月十一日 第三號臨時規則

第三條 規則第十一條の規定による境界の設定に關し、關係市町村長の協議が調わないときは、直ちにその事由を具して圖面を添え關係市町村長運署の土之を知事に報告しなければならぬ。

第四條 心得第六條の規定による區調査の設定認可申請書は別記第三號様式に依つて本知事に提出しなければならぬ。

第五條 市町村長は調査區の實況に通じ國勢調査員（豫備員を含む）として適當な者を選定し、別記第二號様式に依つて昭和二十二年七月二十日迄に之を知事に内申しなければならぬ。

水面の調査その他特別の事情によつて二名以上の國勢調査員で一調査區を擔當せしめようとするときは、前項内書に其の事由を記載した書面を添付しなければならぬ。

第六條 規則第十三條の告示を爲したときは直に其の年月日を知事に提出し、その旨を報告するも、これは地方事務所を経由しなければならぬ。

第七條 心得第十三條の規定によつて國勢調査員を招集しようとするときは、期日前五日迄に之を知事に報告しなければならぬ。

第八條 心得第十四條の規定に依つて準備期間を定めたときは之を知事に報告しなければならぬ。

第九條 心得第十七條に依つて申告書用紙の交付を終つたときは、別記第三號様式によつて之を知事に報告しなければならぬ。

第十條 心得第二十四條の規定による調査表、市町村要計表は十月二十日迄に、申告書、市町村統計表は昭和二十二年十月三十一日迄に知事に提出しなければならぬ。

第十一條 心得第五條の規定に依る報告は電報又は電話を以て之を爲さなければならぬ。

附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。

この訓令に於て町村長より知事に提出し又は報告するものは、地方事務所を経由しなければならぬ。

第二號様式

國勢調査區設定認可申請書

本市（町村）國勢調査區左記の通りに設定致したので認可願いたく別紙圖面を添えて申請する

昭和 年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏 名 印

知 事 宛

調査區番號	區 域	世帯概數	人口概數	備 考
計				

注意一、調査區の設定に付ては心得第六條に定める標準に依ること。

二、調査區番號順に記載すること。

第二號様式

國勢調査員内申について

左記の者を本市（町村）國勢調査員として適當と認める

第三號様式

國勢調査申告書用紙交付枚數及殘餘枚數について

昭和 年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏 名 印

知 事 宛

調査區番號	住所	職業	氏名	生年月日	履歴概要	備 考

注意一、履歴の概要は「何學校卒業」「元町村長」「元國勢調査員」「現統計調査員」等のように記載すること。

二、心得第十條但書の豫備員であるものは末尾に記載し備考欄に其の旨附記すること。

第三號様式

國勢調査申告書用紙交付枚數及殘餘枚數について

昭和二十二年臨時國勢調査申告書用紙交付枚數及殘餘枚數左記の通り報告（請求）する

昭和 年 月 日

昭和二十二年七月十一日 第三號臨時規則

00161

知事宛 伺市(何那何町村)長 氏 名 園

交付枚數 調査員に交付した枚數

調査員に交付した枚數	調査員に交付したる要補給枚數の百分の五の枚數
------------	------------------------

注意一、補給の請求を為さなさいときは要補給枚數欄は(請求)は記載しないこと。

告示

鳥取縣告示第三百一號

家畜傳染病豫防法第七條の規定によつて次の日程により種鶏にたいし雞白痢病検定を施行する。

昭和二十二年七月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

檢定月日

第一班 第二班

同	七月十五日	岩美郡東村	岩美郡米里村
同	同	同 大岩村	鳥取市岩倉
同	同	同 氣高郡勝谷村	東伯郡下北條村
同	同	同 寶木村	同 八橋町
同	同	同 逢坂村	同 大誠村
同	同	同 東郷村	同 下郷村
同	同	同 東伯郡灘手村	同 西伯郡所子村
同	同	同 長瀬村	同 彦名村
同	同	同 由良町	同 彦名村
同	同	同 由良町	同 彦名村
同	同	同 由良町	米子市久米町
同	同	同 南谷村	同 久米町
同	同	同 社村	同 錦町
同	同	同 西伯郡春日村	同 博勢町
同	同	同 渡村	鳥取市卯垣
同	同	同 渡村	同 薬師町
同	同	同 村	八頭郡智頭町
同	同	八頭郡丹比村	同 安部村

00162

00160

鳥取縣告示第三百一號

昭和二十二年七月六日の定例縣會において議決された昭和三十二年鳥取縣歳入歳出追加更正豫算、昭和二十二年廣特別會計就學獎勵費歳入歳出追加更正豫算の要領は次

昭和二十二年七月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和三十二年鳥取縣歳入歳出追加更正豫算

歳入

△印減

- 第五款 國庫支出金 三五、五〇〇、七二九
- 第四項 雜項 入
- 第四款 縣 稅 二四、二八八、九五三
- 第五項 國庫附加稅 △三、六〇九、九九七
- 第六項 獨逸稅 三一、九七九、一一七
- 第七項 地産分曉稅 △四、〇八〇、一六七
- 第八項 使用料及手数料 一六七、二〇〇
- 第九項 使用料 一〇〇、〇〇〇
- 第十項 手数料 六七、二〇〇

- 第一項 下渡金 一三、六七八、三八一
- 第二項 補助金 二一、八二七、三四八
- 第六款 雜收入 二七六、四二〇
- 第三項 物品賣拂代 二二六、四二〇
- 第四項 雜 入 五〇、〇〇〇
- 經常部計 六〇、二三三、三〇二
- 臨時部
- 臨時部計
- 歳入合計

- 第一款 繰越金 一〇〇、〇〇〇
- 第一項 前年度繰越金 一〇〇、〇〇〇
- 第二款 國庫支出金 四四、八三〇、九九二
- 第一項 補助金 四四、八三〇、九九二
- 第四款 寄附金 三、〇〇一、八二三
- 第一項 寄附金 三、〇〇一、八二三
- 第七款 縣 債 三、〇〇一、八二三
- 第一項 縣 債 一九、三五一、〇〇〇
- 臨時部計 一三、二八三、七九五
- 歳入合計 一三、二八三、七九五

00160

第五款 總務部	第一項 縣會議費	九九六、五三九	第七項 公立中學校費	一〇、六八七、七七六
	第二項 縣參事會費	九三〇、九〇〇	第八款 衛生費	二、五〇〇、〇〇〇
	第三項 委員會費	△六、六七一〇	第一項 豫防費	二、〇〇〇、〇〇〇
	第四項 公聽會參加者費	△四、〇〇〇	第二項 衛生諸費	一、〇三三、五〇〇
	第五項 縣職員費	△三、六九一、四二五	第三項 厚生費	一、〇三三、五〇〇
	第一項 俸給、給料、諸給	△三、六八八、〇〇〇	第一項 保衛防護費	五、七四五、四一〇
	第二項 廳費	三二一、六二五	第二項 勤勞費	三、〇九〇、〇〇〇
	第三項 監查委員費	一〇一、八〇〇	第三項 職業輔導所費	八、三二五、七四〇
	第四項 警察費	九四三、一〇〇	第四項 厚生諸費	八、八八八、九八二
	第一項 俸給、給料、諸給	二四〇、〇〇〇	第五項 勞務費	三、六四四、七二二
	第二項 廳費	七〇三、一〇〇	第六項 勸業費	一、〇九六、九五五
	第五款 教育費	六、一七一、三二〇	第一項 農業費	五〇、四二〇
	第一項 青年學校職員費	△四、三二〇、四四五	第二項 蠶業費	六〇、〇〇〇
	第二項 縣立學校職員費	△八、八八八、九八〇	第三項 水產業費	九六、六〇五
	第三項 社會教育費	△五、〇〇〇	第四項 畜產業費	三、三三三、五〇五
	第四項 教育諸費	七八五、九六九	第五項 勸業諸費	六、六五〇、〇〇〇
			第六項 地方振興費	六、六五〇、〇〇〇
			第七項 地方振興費	六、六五〇、〇〇〇

昭和二十二年十月十五日  
 昭和二十二年十月十五日  
 昭和二十二年十月十五日

第十二款 諸費	第一項 統計調查費	三九、二〇八、七六五	第四項 勸業費	二、五〇〇、〇〇〇
	第二項 公金取扱費	一四、七四〇	第一項 農業費	一九、〇五一、〇六六
	第三項 財產費	九三七、六七〇	第二項 林業費	三六、〇〇〇
	第四項 諸費	一、一〇五、〇〇〇	第三項 水產業費	一一、二六九、四四二
	第五項 元國費職員費	三三三、四八三、五七二	第四項 畜產業費	四、一三七、七一〇
	第六項 元國費職員費	三、六六七、七八三	第五項 農業土木費	一、五一五
	第七項 元國費職員費	七二、五四三、七三八	第六項 勸業諸費	三、四一四、三九九
			第七項 開拓費	一九二、〇〇〇
			第八項 開拓事業費	八、四三一、八〇〇
			第九項 開拓事業費	八、四三一、八〇〇
			歲出合計	五、四九七、三五九
			昭和二十二年特別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算	一二七、五一七、〇九七
			歲入	
			第一款 諸收入	五、七六〇
			第二款 一般會計補充金	五、七六〇
			第三款 國庫支出金	二四、二〇〇
			第四款 國庫交付金	二四、二〇〇

昭和二十二年十月十五日  
 昭和二十二年十月十五日  
 昭和二十二年十月十五日

<p>昭和三十二年並養二日附號外鳥取縣公報登載の鳥取縣命 第五十次號販賣營業費に正誤する。正、四八〇、四六〇 誤「露天營業業種規則」は「露店營業取締規則」に於て三 二頁三行「第六條中」は「第七條」の誤りに付夫々 訂正する。</p> <p>第一項 正 二八〇、〇〇〇 第二項 正 二八〇、〇〇〇 第三項 正 二八〇、〇〇〇 第四項 正 二八〇、〇〇〇</p>	<p>昭和三十二年七月十一日印刷 昭和二十二年七月十一日發行</p> <p>鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可</p> <p>鳥取縣公報 發行所 鳥取縣鳥取市東町</p>
--	--

<p>昭和三十二年並養二日附號外鳥取縣公報登載の鳥取縣命 第五十次號販賣營業費に正誤する。正、四八〇、四六〇 誤「露天營業業種規則」は「露店營業取締規則」に於て三 二頁三行「第六條中」は「第七條」の誤りに付夫々 訂正する。</p> <p>第一項 正 二八〇、〇〇〇 第二項 正 二八〇、〇〇〇 第三項 正 二八〇、〇〇〇 第四項 正 二八〇、〇〇〇</p>	<p>昭和三十二年七月十一日印刷 昭和二十二年七月十一日發行</p> <p>鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可</p> <p>鳥取縣公報 發行所 鳥取縣鳥取市東町</p>
--	--